

協 定 書

御用聞き型企業訪問実施の
ための連携に関する協定書

前 橋 市
前 橋 商 工 会 議 所
公立大学法人 前橋工科大学

御用聞き型企业訪問実施のための連携に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）、前橋商工会議所（以下「乙」という。）及び公立大学法人前橋工科大学（以下「丙」という。）は、3者による御用聞き型企业訪問実施のための連携に関し、次のとおり基本的事項について3者協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、これまで甲、乙及び丙がそれぞれ実施してきた地域産業支援や科学技術振興策を連携して実施することで、地域企業の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、本条に定める事項について連携及び協力するものとする。

（1）御用聞き型企业訪問の実施

甲、乙及び丙の3者で企業を訪問し、企業の経営課題及び技術課題を解決する。

（2）御用聞き型企业訪問による情報の共有

御用聞き型企业訪問事業で得られた情報について、3者で共有し迅速で適切な企業課題解決に繋げる。

（3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（各々の役割）

第3条 第1条の目的を達成するための甲、乙及び丙の役割は、次のとおりとする。

（1）甲 産業施策の情報提供及び全体的な総合調整等

（2）乙 経営指導員による地域企業への経営改善指導等

（3）丙 大学が保有する知的財産等を地域企業へ提供

（実施体制）

第4条 甲、乙及び丙は、第1条に定めた事項を推進するために「御用聞き型企业訪問連携会議」を開催する。

2 前項の会議の運営は甲が担う事とする。

（情報保護）

第5条 甲、乙及び丙は、連携及び協力事項の実施に当たり知り得た全ての情報（公知となったものは除く。）を第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

2 甲、乙及び丙は、この協定により知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者へ漏洩又は開示してはならない。

3 この協定の終了後においても、この協定により知り得た情報について、当該情報が公知となった場合以外は、その秘密を保護しなければならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、その締結日から平成28年3月31日までとする。

2 この協定の終了日の30日以前に各当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲、乙及び丙協議の上、これを決定する。

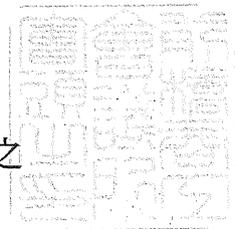
この協定の成立を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 4月 1日

甲 前橋市
前橋市長 山本



乙 前橋商工会議所
会頭 曾我孝之



丙 公立大学法人 前橋工科大学
学長 星和彦

